

# ～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会 管理運営マニュアル

- 1 「分別管理マニュアル」
- 2 「開かれた FM 森林マニュアル」
- 3 「森林管理モニタリング基準」
- 4 「情報公開基準と地域合意形成マニュアル」
- 5 「林野火災予防マニュアル」
- 6 「オイル・燃料の管理及び林業薬剤管理マニュアル」

## 1 「分別管理マニュアル」

### 分別管理マニュアル

制定 平成 29 年 4 月 3 日

施行 平成 29 年 7 月 1 日

#### 1 総則

～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会の SGEC 材は、SGEC 認証材として主張する場合はその産出森林が分かるよう加盟者別に基準表示を定め、基本、産出材の末口側中央に刻印を刻む。

なお、SGEC 認証材として主張をしない場合、パルプ、チップ用材等の C・D 材についてはこの限りではない。

#### 2 刻印

刻印は、「～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会」を示した文字（SAKU Forest Management Forest Certification Council の頭文字）と該当する加盟者の基準表示入とする（下図）。

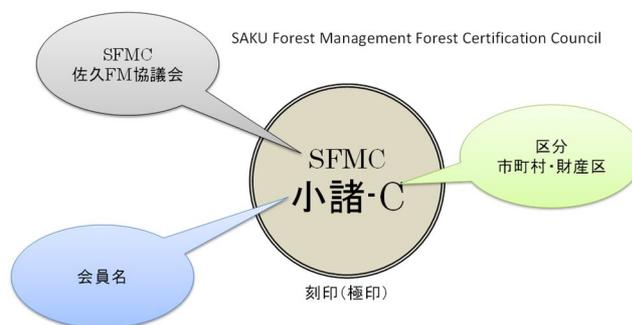


図 刻印表示（例）

#### 3 刻印の管理

刻印は、加盟者がそれぞれ管理者を定め、所有・保管する。

#### 4 刻印の使用

加盟者が委託事業を行う場合は、委託事業者に刻印を貸出すものとする。

委託事業者に刻印を貸出す場合は、刻印の取り扱いとして「刻印管理責任者及び使用者届（別様式-1）」、「貸与刻印借用書（別様式-2）」、「刻印使用簿（別様式-3）」、「貸与刻印返納届（別様式-4）」の提出を義務付ける。

#### 5 分別輸送

産出材は、現地単位でまとめ、その他の丸太と極積を分別し管理するとともに、輸送トラックも例外なく SGEC 材のみの輸送とする。

#### 6 出荷伝票

加盟者の直営素材生産、委託素材生産（立木販売含む）を問わず、SGEC 材を主張して出荷する場合は、出荷伝票に認証番号、SGEC 主張割合を記入し、認証書の写しを添えて出荷するものとする（別表-1）。

別様式-1

刻印管理責任者及び使用者届

令和 年 月 日

～信州カラマツの故郷～

佐久森林認証協議会

加盟者 長 様

(受託者)

住 所

氏 名

印

FM 森林収穫委託業務の実行について

令和 年 月 日付けで締結した FM 森林収穫委託業務について、佐久森林管理マニュアルに基づく刻印管理責任者及び使用者を下記のとおり定めたので 通知致します。

記

1 刻印管理責任者

氏名(生年月日)	
住 所	

2 刻印使用者

氏 名	住 所

監督員 経由	月 日	
	役 職 氏 名	

別様式-2

## 貸 与 刻 印 借 用 書

令和    年    月    日

～ 信州カラマツの故郷～  
 佐久森林認証協議会  
 加盟者    長    様

(受託者)  
 住 所  
 氏 名                      印

記

刻印番号	使用期間	引渡場所	備考

監督員 経由	月 日	
	役 職 氏 名	

別様式-3

## 刻 印 使 用 簿

受託者 管理責任者 \_\_\_\_\_ 印

刻印番号	刻印 管理責任者	使用者名	使用期間	備考
			令和 年 月 日 ~ 年 月 日	
			令和 年 月 日 ~ 年 月 日	
			令和 年 月 日 ~ 年 月 日	
			令和 年 月 日 ~ 年 月 日	
			令和 年 月 日 ~ 年 月 日	
			令和 年 月 日 ~ 年 月 日	
			令和 年 月 日 ~ 年 月 日	

(注1) 本使用簿は、刻印の使用の都度刻印管理責任者が記入する。

(注2) 使用期間は、当該使用者が刻印を使用している期間のみを記入する。

別様式-4

## 貸 与 刻 印 返 納 届

令和    年    月    日

～信州カラマツの故郷～  
 佐久森林認証協議会  
 加盟者    長 様

(受託者)  
 住 所  
 氏 名                      印

記

令和 年 月 日貸与を受けました下記の刻印は、令和 年 月 日をもって業務を完了致しましたので、指定の場所に返納致します。

刻印番号	使用期間	引渡場所	備考

令和 年 月 日付けをもって\_\_\_\_\_に貸付中の刻印は、指定の場所において検査の上受領しましたので報告します。

令和    年    月    日  
 (受取人)  
 役職  
 氏 名                      印

別表-1

納品書（加盟者→出荷先）

令和 年 月 日

（出荷先）

様

受託者：

車両名・ナンバー：

運転手：

納品元	(市町村名等) 住所：長野県 番地						
	TEL：0267- -			E-mail：			
	（～信州カラマツの故郷～ 佐久森林認証協議会加盟者）						
SGEC 認証番号	JAFTA -	伐採国	日本	SGEC 主張	100%	製品のナリ	認証
				PEFC 主張			
刻印番号	SFMC			現場名			
内 訳							
樹種	長さ	末口径	検知内訳	本数	単材積	材積計	備考
合 計							

納品書を提出するとともに、SGEC 認証書を明示する。

## 2 「開かれた FM 森林マニュアル」

社会、経済的便益の維持および増進のため「開かれた FM 森林マニュアル」を定めた。

### 開かれた FM 森林マニュアル

制定 平成 29 年 4 月 3 日

施行 平成 29 年 7 月 1 日

#### 1 基本事項

～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会の森林管理基本方針の「地域の教育・環境学習・憩いの場として、地域住民の文化・保健休養に資する」ため、開かれた FM 森林としての活用を推進することとする。

#### 2 フィールドの提供

##### (1) 研究フィールドとしての提供

信州大学、長野県、長野県林業総合センター等の研究施設への研究フィールド提供を行い、互いに技術を高め、人的交流を進める。

##### (2) 環境教育フィールドとしての提供

地元小学校（緑の少年団）を通じ、次代を担う子供たちに緑の大切さを教えるためのフィールドとして、FM 森林を提供する。

子供たちの活動を地域住民と共に支援する。

##### (3) 地域社会のフィールドとしての提供

一般市民を対象として、森林の持つ公益的機能や森林資源の正しい理解の啓発につとめる。

##### (4) 企業の社会貢献活動に対するフィールドの提供

地域企業のみならず、県内、県外の企業が進める社会貢献活動（CSR 活動）のフィールドとして提供し、地域住民と共に共同作業として森林整備を進める。

長野県森林の里親制度等

### 3 「森林管理モニタリング基準」

FM 森林の適正な整備（施業管理）、森林環境の維持及び生物多様性の保全に資するため、モニタリングを下記の実施要領に基づき行わなければならない。

#### 森林管理モニタリング基準

制定 平成 29 年 4 月 3 日

施行 平成 29 年 7 月 1 日

#### 1 総則

FM 森林の適正な整備（施業管理）、森林環境の維持及び生物多様性の保全に資するため、モニタリングを実施しなくてはならない。

なお、詳細については「～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会モニタリング調査実施要領」（以下モニタリング実施要領という。別添）に基づき実施する。

#### 2 管理のモニタリング

##### (1) FM 森林の管理モニタリング

##### 定点観測地（モニタリングプロット）の設定

加盟者は、所管する森林のうち、次の林種構成の森林を抽出して、全てにおいて定点観測用のプロットを設置し、定期的にモニタリングを実施する。

##### 【抽出する森林】

- 📌 過去、森林整備が実施された人工林分
- 📌 集落又は農地に接する里山林分
- 📌 天然林分

##### 【プロットの規模】

- プロットの大きさ 100m<sup>2</sup>（方形、円形又は帯状）

##### 【調査内容】

- 📌 胸高 1.2m 以上で、胸高直径（単位 cm）4cm 以上のプロット内立木本数、樹高（単位 0.1～0.5m）
- 📌 胸高 1.2m 以上で、胸高直径（単位 cm）4cm 未満又は胸高 1.2m 以下の樹木
- 📌 林床植生
- 📌 病虫害の発生または痕跡
- 📌 その他特記すべき事項

##### 【記録】

- 📌 プロット位置は設定時に GPS 等で測位
- 📌 調査年月日
- 📌 調査者
- 📌 調査内容の野帳（計測・観測記録）
- 📌 林分状態が分かる写真、樹冠が分かる写真（天空）、林床が分かる写真、病虫害の発生又は痕跡がある場合の写真

##### 【保存】

- 📌 調査記録は、調査箇所ごとに FM 認証期間は必ず保管（審査認証機関実施の毎年の定期審査への提出が求められた場合は、提出する）

### 森林の管理モニタリング

整備対象となる FM 森林においては、整備前の森林構成を必ず把握する。

調査は加盟者自らが実施する場合、又は委託として実施する場合とも、正確に対象森林の立木密度、林床の状況、下層植生、病獣害の有無等を調査し、記録として保管する（モニタリング別様式-1「FM 森林巡視記録簿」）。

#### 定期モニタリング

加盟者は、定期的に FM 森林の巡視を行う。

巡視は、山火事の発生頻度の高い早春期、長雨が続く梅雨期、松くい虫被害が活発化する夏期～早秋に実施する。

さらに、豪雨後、台風襲来後、強風発生後、豪雪後（1月末～3月上旬）等の気象害発生の恐れのある場合は、必ず実施する（モニタリング別様式-2「森林被害報告」）。

実施時には、カメラ、GPS 等を携帯し、樹木の状況、林内路網の状況等、FM 森林の状況を記録する（モニタリング別様式-1「FM 森林巡視記録簿」）。

## (2) 生物多様性のモニタリング

### 林地保全

FM 森林の管理モニタリング時には、生物の生息・生育基盤である森林の荒廃状況等を確認する。カメラ、GPS 等を携帯し、FM 森林内の崩壊地、溪流の荒廃状況（土砂流下、流木）等を確認し記録する（モニタリング別様式-1「FM 森林巡視記録簿」）。

### 動植物

FM 森林の管理モニタリングと合わせ、動物との遭遇、動物のフィールドサイン（糞、食跡等）、希少植物の生育なども確認する（モニタリング別様式-3「留意すべき動植物確認書（大型獣、希少動植物）」）。

モニタリング結果は、日時、写真、留意すべき地点の GPS 測位結果等を整理し、記録として残す。

### 特記すべき希少動植物

FM 森林において「長野県希少野生動植物保護条例」指定動物等の希少動物の生息が確認された場合は、関係機関と速やかに連絡調整を行う。調査が必要となった場合で会員自らが実施する場合は、ルートセンサス、フィールドサイン調査、定点カメラの設置など、関係機関の協力を得ながら実施し、その結果を記録として保管する。

希少植物が確認された場合も上記動物と同様の対応及び調査、記録とする（モニタリング別様式-3「留意すべき動植物確認書（大型獣、希少動植物）」）。

また、別冊の「佐久地域の希少植物 Book」を携帯するなどし、希少植物の確認、保護に努める。

指定動物は、地域個体群を除く 14 種、 指定希少野生動植物は 52 種。

## (3) 学術的のモニタリング

大学、研究機関等が FM 森林を対象に学術的調査を実施する場合は、調査後の記録を調査者から徴し、記録として保管する。

学術的調査は、森林（立木）調査のほか、植生調査、動植物調査、包蔵物（古墳、史跡等を含む）など全て対象となるため、調査に際しては関係機関との連絡調整を行い、必ずその結果（成果）を調査者から徴する。

### 3 FM 森林の施業に関するモニタリング

#### (1) 加盟者による施業

加盟者が自ら森林整備を実施、又は類似する作業を FM 森林内で実施する場合は、以下の事項を記録として保管する。

##### 過程の記録

作業計画（施行・作業の必要性）、施工・作業前、施工・作業時、施工・作業完了時等を記録して保管する。

##### 安全管理

簡易な作業であっても、必ず次の確認等を行い、記録として保管する。

- 健康状態の確認、作業計画及び手順を確認し作業マニュアルの確認、リスクアセスメント等、会員の組織規程に基づき組織に報告（連絡）を行う。
- 作業終了時に作業報告書の記入、その他、「ヒヤリ・ハット報告」等、作業評価を行う。

#### (2) 委託による施業

##### 委託者

委託事業による整備においては、加盟者ごとに定める委託契約（約款）に基づき、監督者を定め、監督者は加盟者ごとに定める規程により、施工計画、施工前、施工時（現場状況及び事業者の安全対策の実施状況等の確認）、完了時等の確認（モニタリング別様式-4「施業完了確認書（施業実施者）」）と検査を行う。この行為は FM 森林のモニタリングに置き換えることができる。

##### 受託者（施業実施者）

施業実施者は、加盟者と同様に業務対象となる現場において、定期的にモニタリングを行い、森林の状況を記録する（モニタリング別様式-1「FM 森林巡視記録簿」）。さらに事業完了時には、上記確認書（モニタリング別様式-4）とともに、報告書（モニタリング別様式-5「モニタリング報告書」）を提出する。

なお、FM 森林における委託施業は、5 ヶ年は保管する（造林補助事業等による場合は、事業要領による保管期間）。

### 4 PDCA サイクルの実施

モニタリングの成果は、基本理念である「～信州カラマツの故郷～佐久 SGEC の森林」を恒久的に維持するため、「PDCA サイクル（plan-do-check-act \_cycle）」として実施する（図）

#### (1) モニタリング結果の自己評価

加盟者は、モニタリング結果を記録するとともに、その記録のモニタリング項目について、A：「優良である、評価が高い」、B：「良好である、評価される」、C：「課題がある、対応が必要」等の 3 段階評価を行い、自己評価理由を記載して保管する。

#### (2) モニタリング結果の報告

加盟者は、モニタリング結果を定期開催される協議会幹事に報告する（モニタリング別様式-5「モニタリング報告書」、モニタリング別様式-6）。

なお、重大かつ緊急を要すると判断される事項については、速やかに協議会事務局に報告する。

### (3) PDCA サイクル

協議会幹事に報告された内容を基に、幹事は FM 森林の管理・運営をより良いものにするため、当該「森林管理マニュアル」に内容をフィードバック (Act : 処置・改善) する (図)。

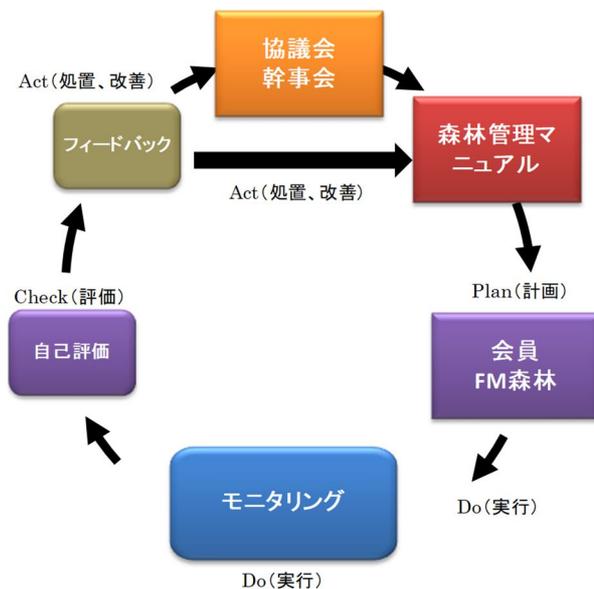


図 モニタリングの PDCA サイクル

## ～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会モニタリング調査実施要領

平成 29 年 7 月 制定

### 1 趣 旨

本要領は、「～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会」管理運営マニュアルの「森林管理モニタリング基準」に定められているモニタリング調査についての具体的な内容、実施方法等について定め、各加盟者の円滑な調査の実施に資するものとする。

### 2 モニタリング調査の種類

#### 1) FM 森林の管理モニタリング

定点観測地のモニタリング（定点観測地での 5 年に 1 回の調査）

森林の管理モニタリング（生物多様性モニタリング含む）

定期モニタリング（定期的な F M 森林の巡視）

#### 2) 学術的モニタリング（大学等が行う学術的調査）

#### 3) 施業に関するモニタリング（施工計画、施工前、施工中、完了時の確認等）

### 3 モニタリング調査の実施内容

#### 1) 定点観測地のモニタリング

##### ア 設置箇所

加盟者は、過去に森林整備が実施された人工林、集落又は農地に接する里山林、天然林の 3 か所で定点観測用のプロットを設置、1 期(5 年)に 1 回のモニタリング調査を行う。

区 分	人工林	里山林	天然林
小諸市	林班 小班 番	林班 小班 番	林班 小班 番
佐久市	林班 小班 番	林班 小班 番	林班 小班 番
小海町	林班 小班 番	林班 小班 番	林班 小班 番
佐久穂村	林班 小班 番	林班 小班 番	林班 小班 番
川上村	林班 小班 番	林班 小班 番	林班 小班 番
南牧村	林班 小班 番	林班 小班 番	林班 小班 番
南相木村	林班 小班 番	林班 小班 番	林班 小班 番
北相木村	林班 小班 番	林班 小班 番	林班 小班 番
立科町	林班 小班 番	林班 小班 番	林班 小班 番
森泉山財産組合	林班 小班 番	林班 小班 番	林班 小班 番
長野県	林班 小班 番	林班 小班 番	林班 小班 番

各プロットの大きさは 100m<sup>2</sup>（方形、円形又は帯状）プロットの位置は G P S 等で測位

##### イ 調査内容

調査内容は、樹種、立木本数、樹高、胸高直径、林床植生、病虫獣害の発生状況等とし、「定点観測地のモニタリング調査野帳（実施要領別紙 1）」に取りまとめるものとする。

##### ウ 記録保存と報告

加盟者は、前述の調査野帳は調査箇所ごとに保管するものとする。

なお、「定点観測地のモニタリング調査野帳」については、定点設定及び調査年度の 3 月末日までに～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会に報告するものとする。

#### 2) 森林の管理モニタリング（生物多様性モニタリングを含む）

～信州カラマツの故郷～ 佐久森林認証協議会 森林管理マニュアル～

加盟者は、F M森林において整備される森林の森林構成等を事前に把握するため、林床の状況、下層植生、病虫獣害の有無、崩壊地、溪流の荒廃状況等を確認し「F M森林巡視記録簿（モニタリング別様式- 1）」に記録するものとする。

また、前述した森林の管理モニタリング時に、動物との遭遇、動物のフィールドサイン（糞、食跡等）、希少植物の生育を確認した場合は、「留意すべき動植物確認書（大型獣、希少動植物）（モニタリング別様式-3）」に記録するとともに、「長野県希少野生動植物保護条例」指定動物等の希少動物の生息を確認した場合は、速やかに関係機関と連絡調整を行い、「留意すべき動植物確認書（大型獣、希少動植物）（モニタリング別様式-3）」により～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会に報告するものとする。また、希少植物が確認された場合も、上記動物と同様とする。

### 3) 定期モニタリング

加盟者は、山火事の発生頻度の高い早春期、長雨が続く梅雨期、松くい虫被害が活発化する夏期～早秋にF M森林の定期巡視（場所は特に定めない）を行い、「F M森林巡視記録簿（モニタリング別様式- 1）」に記録するものとする。

また、豪雨後、台風来襲後、強風発生後、豪雪後等の気象災害発生の恐れがある場合はF M森林全体の調査を行い「F M森林巡視記録簿（モニタリング別様式- 1）」に記録するとともに、被害が発生した場合は「森林被害報告（モニタリング別様式- 2）」に取りまとめるものとする。

なお、森林被害について、重要度が高いと判断された場合は被害発生後速やかに「森林被害報告（モニタリング別様式- 2）」を～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会に提出するものとする。

### 4) 学術的モニタリング

加盟者は、大学、研究機関等と連携してF M森林を対象に学術的調査の実施に努めるものとし、調査後の記録が調査者から提供されるよう協議するものとする。また、調査記録は加盟者が保管するものとする。

### 5) 施業に関するモニタリング

#### ア 加盟者による施業

加盟者は自ら森林整備等を実施する場合、施業に係わる作業計画等やリスクアセスメント等の安全管理の記録などを整理・保管することで施業に関するモニタリングを行うものとする。

#### イ 委託による施業

委託者（加盟者）は、加盟者ごとに定める規定により、委託事業を完了させるものとするが、完了時には「施業完了確認書（モニタリング別様式-4）」を施業受託者に提出させるものとする。

また、受託者は、現場の定期的なモニタリングを「F M森林巡視記録簿（モニタリング別様式- 1）」に記録するとともに、その都度随時委託者に提出するものとする。

## 4 P D C Aサイクルの実施

### 1) モニタリング結果の自己評価

加盟者は、記録したモニタリング結果をもとに、年間取組内容等について、「A：優良である、評価が高い」「B：良好である、評価される」「C：課題がある、対応が必要」の

3段階評価を行い、「P D C Aサイクル自己評価簿（モニタリング別様式-6）」に記載し保管する。

2) モニタリング結果等の報告

加盟者は、「モニタリング報告書（モニタリング別様式-5）」及び「P D C Aサイクル自己評価簿（モニタリング別様式-6）」を毎年3月末日までに～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会に報告するものとする。

3) P D C Aサイクル

協議会幹事会は、F M森林の管理・運営をより良いものにするため、モニタリング結果等を「森林管理マニュアル」にフィードバックし、必要に応じて処置、改善を図るものとする。

5 情報公開

モニタリング結果等については、～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会「森林管理マニュアル」及び「地域合意形成マニュアル」に基づき原則情報公開するものとする。

6 取りまとめ様式及び報告期限等について（再掲）

モニタリング区分ごとの取りまとめ様式、保管・報告等については、下表のとおりとする。

区 分	取り纏め様式等	保管・報告等
定点観測地のモニタリング	定点観測地のモニタリング 調査野帳(別紙1)	加盟者が保管 協議会へ報告（設定年度末）
森林の管理モニタリング	F M森林巡視記録簿 (モニタリング 別様式-1)	加盟者が保管
生物多様性モニタリング	留意すべき動植物確認書 (モニタリング 別様式-3)	加盟者が保管 協議会に報告（重要なもの）
定期モニタリング	F M森林巡視記録簿 (モニタリング 別様式-1)	加盟者が保管
	森林被害報告 (モニタリング 別様式-2)	協議会に報告(被害発生後)
学術的モニタリング	研究機関等が作成（任意様式）	加盟者が保管
施業に関するモニタリング	加盟者による施業記録は任意様式	加盟者が保管
	F M森林巡視記録簿 (モニタリング 別様式-1)	加盟者が保管
	施業完了確認書 (モニタリング 別様式-4)	加盟者が保管
	モニタリング報告書 (モニタリング 別様式-5)	加盟者が保管
P D C Aサイクル	モニタリング報告書 (モニタリング 別様式-5)	協議会へ報告(3月末)
	P D C Aサイクル自己評価簿 (モニタリング 別様式-6)	協議会へ報告(3月末)

実施要領 別紙 1

定点観測地のモニタリング調査野帳

森林所有者 \_\_\_\_\_

プロット林小班 \_\_\_\_\_

G P S 位置 \_\_\_\_\_

プロットの大きさ、形状 \_\_\_\_\_

調査年月日 \_\_\_\_\_

調査者氏名 \_\_\_\_\_

	樹種	BHD	樹高	備考		樹種	BHD	樹高	備考
1					16				
2					17				
3					18				
4					19				
5					20				
6					21				
7					22				
8					23				
9					24				
10					25				
11					26				
12					27				
13					28				
14					29				
15					30				
BHD4cm 未満又は樹高 1.2m 以下の樹木		(樹種や成立状況の概要について記載)							
林床植生		(草本や笹などの成立状況の概要について記載)							
病虫害の発生または 痕跡									
【その他特記事項】									

\* 毎木調査は、胸高直径 4cm 以上の樹木で実施

\* 林分状態が分かる写真、樹冠が分かる写真(天空)、林床が分かる写真、病虫害の発生又は痕跡がある場合の写真を添付

モニタリング別様式-1

## F M 森林 巡視 記録簿 (管理モニタリング・定期モニタリング)

記録日 令和 年 月 日  
 天 候 \_\_\_\_\_  
 報告者 ( \_\_\_\_\_ )

**FM 森林 (巡視場所: \_\_\_\_\_)**

チェック	確認内容	特記事項
	立木の偏倚発生	
	病害・虫害等による枯死等植生の異常	
	獣害等による枯死等植生の異常	
	下層植物の生育・保存	
	土壌の攪乱	
	気象災害等による林地・植生の被災の有無	
	気象災害等による林道・作業道及び山道の異常・変位	
	溪畔林の生育・保存の変化	
	溪流の濁水の発生とその他の異常	
	境界杭・区域表示の維持	
	作業等で使用した燃料、オイル類の空缶の放置	
	森林火災やぼやの痕跡の有無	
	注意標識の損傷	
	案内看板等の損傷	
	産業廃棄物等ゴミ類が投棄されていないか	
	希少等植物の確認	

**【その他特記事項】**

管理モニタリングか定期モニタリングか該当する方に  
 適合する項目にチェック  
 会員・受託経営（施業実施）者共通  
 FM森林の巡視に際して常備し記録に努めるものとする

モニタリング別様式-2

## 森 林 被 害 報 告

作成日 令和 年 月 日  
報告者 ( )

FM 森林 (現場: )

項 目	内 容	備 考
発見者氏名		
発見日時	令和 年 月 日 時	
発見時の天候		
被災原因 (誘因) (該当に )	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">                     大雨 (豪雨) 雨氷害 地震 (震度 ) 病虫害 その他 ( )                 </div> <div style="width: 45%;">                     大雪 強風 森林火災 獣害                 </div> </div>	
被災箇所		(別添図面)
被災状況	面積 _____ ha 状況 (詳細に)	
画像 (カメラ) 記録	有 無	
詳細調査の必要性	有 無	
対策の必要性	有 無	
想定される対策 (上記: 有の場合)		
関係機関への連絡の有無		
<b>【その他特記事項】</b>		

会員・受託経営 (施業実施) 者共通  
報告時には、図面、記録した写真等を添付  
重要度が高いと判断される場合は、事務局、関係機関に直ちに報告

モニタリング別様式-3

留意すべき動植物確認書（大型獣、希少動植物）

作成日 令和 年 月 日  
 報告者（ ）

FM 森林（現場： ）

項目	内容		備考
発見・遭遇者氏名			
発見・遭遇日時	令和	年 月 日 時	
天候			
動物			
植物			
発見・遭遇状況			
画像（カメラ）記録	有	無	
保護レベル			
詳細調査の必要性	有	無	
対策の必要性	有	無	
想定される対策 （上記：有の場合）			
関係機関への連絡の有無			

【その他特記事項】

会員・受託経営（施業実施）者共通  
 大型獣はニホンツキノワグマ  
 希少動植物の同定は難しいため、分かる範囲で記載  
 報告時には、図面、記録した写真等を添付  
 重要度が高いと判断される場合は、事務局、関係機関に直ちに報告

モニタリング別様式-4

### 施業完了確認書（施業実施者）

作成日 令和 年 月 日  
 天候 \_\_\_\_\_  
 報告者 ( \_\_\_\_\_ )

FM 森林（現場： \_\_\_\_\_ ）

チェック	確認内容	特記事項
	残存木の損傷発生	
	下層植物の生育・保存	
	土壌の攪乱の発生	
	溪畔林の保全	
	溪流の濁水の発生	
	境界杭・区域表示の維持	
	作業等で使用した燃料、オイル類の空缶の放置	
	作業残物（たばこの吸い殻含む）等のゴミ類の残存	
	（任意事項）	

【その他特記事項】

施業実施者

チェック : 良好    × : 問題あり    - : 該当なし

モニタリング別様式-5

## モニタリング報告書

日 時 令和 年 月 日

天 候 \_\_\_\_\_

報告者 ( \_\_\_\_\_ )

チェック項目	チェック	重要度	場所(地点)	特記事項
立木の偏倚発生				
病害・虫害等による枯死等 植生の異常				
獣害等による枯死等植生の 異常				
下層植物の生育・保存				
土壌の攪乱				
気象災害等による林地・植 生の被災の有無				
気象災害等による林道・作 業道及び山道の異常・変位				
溪畔林の生育・保存の変化				
溪流の濁水の発生とその他 の異常				
境界杭・区域表示の維持				
作業等で使用した燃料、オ イル類の空缶の放置				
森林火災やぼやの痕跡の有 無				
注意標識の損傷				
案内看板等の損傷				
産業廃棄物等ゴミ類が投棄 されていないか				
希少当植物の確認				

**【その他特記事項】**

F M森林巡視記録簿、施業完了確認書、留意すべき動植物確認書、森林被害報告等から課題があった箇所、内容等について記載  
適合する項目にチェック  
重要度には状態・変状の度合いを記載(緊急対応×、対応検討、現状観察、無、改善)  
加盟者・施業実施者共通

モニタリング別様式-6

## 令和 年度 PDCA サイクル自己評価簿

加盟者 ( )

	項 目	評価	特記すべき評価理由等
基本方針に基づく取組・項目別評価	地域の環境保全、地域の安全・安心に資することができたか？		
	森林病虫獣害・森林災害の発生と対応		
	溪畔林の保全、溪流の濁流発生と対応		
	土壌の攪乱の発生と対応		
	希少動植物、生物多様性等への対応		
	林地開発や不法投棄、空缶等放置への対応		
	その他 ( )		
	模範的森林管理により林業再生・地域振興に資することができたか？		
	森林経営計画等に沿った森林整備の実施		
	路網の整備の推進と適切な路網管理		
	管理マニュアルの沿った受委託事業の実施		
	境界杭・区域表示、標識、看板等の維持補修		
	その他 ( )		
	地域資源の循環利用に資することができたか？		
	適切な主伐の実行と森林の更新		
	S G E C 認証材の生産と利活用の推進		
	S G E C 認証材の分別と管理		
	その他 ( )		
	教育・環境学習・憩いの場として、地域住民の文化・保健休養に資することができたか？		
	研究フィールドとしての提供		
環境教育フィールドとしての提供			
地域社会のフィールドとしての提供			
企業の社会貢献活動のフィールド提供			
その他 ( )			
<b>【その他特記事項】</b>			

\* 自己評価は A：優良である、評価は高い    B：良好である、評価される  
                   C：課題がある、対応が必要    の3段階で評価

\* 加盟者ごとの特徴のある取組はその他 ( ) に内容を記述し、自己評価

## 4 「情報公開基準と地域合意形成マニュアル」

公的森林として地域の模範となるよう情報公開を積極的に行う「情報公開基準」と「地域合意形成マニュアル」を定めた。

### 情報公開基準

制定 平成 29 年 4 月 3 日

施行 平成 29 年 7 月 1 日

#### 1 協議会活動とモニタリング結果の公開

##### (1) 協議会活動の公開

～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会（以下：「協議会」という。）の活動、FM 森林の状況などは、積極的に情報公開を行う。

特に、FM 森林における地域住民との活動、環境学習、安全・安心を守るための森林の状況等は、協議会の加盟者、県を通じて広く公表を行う。

詳細は別添「地域合意形成マニュアル」による。

##### (2) モニタリング結果の公表

FM 森林のモニタリング結果については、一部の事案「2 公開における留意点」を除き、原則公開とする。

詳細は別添「地域合意形成マニュアル」による。

#### 2 公開における留意点（コンプライアンスの遵守）

##### (1) 個人情報の情報

協議会活動のうち、加盟者の個人情報に係わる事項は、「個人情報保護法」に準拠し公表しない。

加盟者は公共団体であることから、FM 森林管理において知り得た住民情報、守秘義務が生じる情報等（下記参照）は、公表しない。

##### (2) 希少動植物の情報

モニタリング結果として記録、保管するもののうち、希少動植物については保護の視点から、その生育・生息場所の特定は原則公表しない。調査結果は、県、教育委員会等の関係機関に報告し、モニタリング結果の守秘に徹する。

##### (3) マツタケ林の情報

モニタリング結果として記録、保管するもののうち、マツタケの発生森林についての情報も原則公表しない。モニタリング結果の守秘に徹する。

##### (4) 研究論文等の著作権

FM 森林を学術研究調査としたモニタリングが実施された場合、管理者としてその成果を徴するが、調査者が学術論文等への寄稿を行う、または著作権を有する書籍としてその結果を利用する場合は、発表までの期間はモニタリング結果の公表は行わない。

さらに、公表が可能な時期となっても公表に際しては、調査者及び学術研究による結果である旨を明記する。

## 地域合意形成マニュアル

制定 平成 29 年 4 月 3 日

施行 平成 29 年 7 月 1 日

### 1 地域合意形成マニュアルの基本方針

～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会（以下：「協議会」という。）は、認証森林に関する情報公開及び地域住民や利害関係者との対話に努め、地域社会と連携した森林管理を目指すため、次の事項を定める。

### 2 適用

協議会の加盟者は、このマニュアルを守らなければならない。本マニュアルは、加盟者に適用する。

### 3 日常的な外部からの意見及び情報公開等の要望

森林認証に関する窓口は、FM 森林の所在地加盟者（市町村、森泉山財産組合及び佐久地域振興局林務課）とする。

組織的な内容に関する事項は、協議会事務局（担当：事務局長）を窓口とする。

対応記録は「地域合意形成別様式-1」に従い記録し、保管する。

### 4 認証森林の概要の公開

認証森林の概要及び森林認証の普及・啓発に関する内容を加盟者ホームページに掲載する。認証森林の概要に関する宣伝及び公開は、年 1 回程度行う。

### 5 意見の聴取とその対応

3- を通じて聴取した意見については、各加盟者内部で検討する。

聴取した意見により、変更及び改善があった場合は、速やかに協議会事務局に報告するとともに、関係者に報告する。

FM 森林の整備及び認証等への適合性に関する苦情については、加盟者は速やかに協議会事務局に報告する。

報告を受けた事務局は、不備に関して適切な処置をとる。また、その処置を文書化して保管する。

### 6 関係法令の遵守

協議会活動のうち、加盟者の個人情報に係わる事項は、「個人情報保護法」に準拠し公表しない。

希少動植物、マツタケ生産地等、情報を守秘することが地域社会に貢献する事案については、関係機関との調整及び関係法令に則り、守秘することができる。

### 7 その他

FM 森林の施業受託者は、本マニュアルに準拠した地域合意形成マニュアルを整備し、協議会同様に地域合意形成に努めなければならない。

地域合意形成別様式-1

### 口頭（電話）・メール記録簿

作成日 令和 年 月 日  
 報告者（ ）

項目	内容	備考
日時	令和 年 月 日 時	
種別	来訪 電話 メール	
対応者氏名		
来訪・連絡者氏名		
聴取内容		
対応（処置）		
事務局への報告	至急 内部協議 無	

**【その他特記事項】**

加盟者共通  
 メールの場合は添付  
 重要度が高いと判断される場合は、事務局、関係機関に直ちに報告

## 5 「林野火災予防マニュアル」

地域の資源である森林を林野火災から守るため、「林野火災予防マニュアル」を定めた。

### 林野火災予防マニュアル

制定 平成 29 年 4 月 3 日

施行 平成 29 年 7 月 1 日

#### 1 林野火災予防マニュアルの基本方針

～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会（以下：「協議会」という。）が管理する FM 森林における林野火災の予防対策と消火体制を強化することにより、FM 森林の保全と地域社会の安全に努めることとする。

#### 2 適用

本マニュアルは、協議会の加盟者及び協議会の FM 森林の施業受託者が守らなければならないことを定める。加盟者及び施業実施者は、このマニュアルを守らなければならない。

本マニュアルは、加盟者及び施業実施者に適用する。

#### 3 事業現場などでの事前調査

加盟者及び施業実施者は、入林時及び施業実施にあたり、以下の事前調査を実施する。

近くの谷川などに消火に使う水があるか事前に調べること。

付近の地形及び状況を十分に把握すること。

乾燥注意報や風向き・風速など気象情報を把握すること。

携帯電話及び無線の通信状況を確認すること。

#### 4 消火機材の用意

現地へ赴く際は、くわ又はスコップ、消火用の水が入ったポリタンク、水筒などを用意すること。

#### 5 事業現場での対応

「山火事注意」などの啓発看板を設置すること。

休憩所を設置したときは、周囲の可燃物を除去すること。

暖をとるための焚き火は、延焼しやすい場所では避けること。また、焚き火をした際の後始末など、消火確認を完全に行なうこと。特にアカマツ林においては、地表火が発生しやすいこと、アカマツの生育に支障をきたすツチクラゲの発生の誘因となるため、直焚き火は禁止とする。

くわえタバコでの歩行及び作業は行わない。吸殻入れを必ず携行し、マッチ、吸殻の後始末を完全に行なうこと。

作業に使用する燃料・オイル類は適量を持参し、法令に基づき正しく取り扱うこと。

チェーンソーなどへの燃料の補給は、エンジンを止めてこぼれないように行うこと。

チェーンソーのマフラーは、枯れ草などの燃えやすいものに触れないようにすること。

機械マフラーのカーボンから発火しないように、事前に機械の点検を行なうこと。

**6 訓練及び関係機関との協力**

地域の消防団、関係機関が実施する消防訓練に参加すること。

火災が発生した場合の連絡体制を整備し、事業現場での携帯電話及び無線の通話状況を確認すること。また、携帯電話などの使用が困難な場合を想定した連絡体制を打ち合わせることとする。

**7 連絡体制**

林野火災発生の場合は、消防署、地元消防団、警察、市町村役場、佐久地域振興局並びに協議会事務局に直ちに連絡し、また連絡を取り合い、消火及び火災の拡大防止に努めるものとする。

**8 記録の保存**

防火訓練及び林野火災の記録の保存を行う。

## 6 「オイル・燃料の管理及び林業薬剤管理マニュアル」

地域の環境保全及び生物多様性の維持・増進のため FM 森林における林業活動に用いるオリス・燃料及び林業薬剤について「オイル・燃料の管理マニュアル」及び「林業薬剤管理マニュアル」を定めた。

### オイル・燃料の管理マニュアル

制定 平成 29 年 4 月 3 日

施行 平成 29 年 7 月 1 日

#### 1 オイル・燃料の管理指針

作業現場で燃料等の油類が漏出した場合、土壌、水質をはじめ、生物生態系等に多大な影響を及ぼすことから、オイル・燃料等の油類の取扱・保管は慎重に行う。

#### 2 適用

本マニュアルは、～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会（以下：「協議会」という。）の加盟者及び協議会の FM 森林の施業受託者が守らなければならないことを定める。加盟者及び施業実施者は、このマニュアルを守らなければならない。本マニュアルは、加盟者及び施業実施者に適用する。

#### 3 オイル・燃料の選定

オイルや燃料は用途にあった適正なものを使用すること。  
なるべく環境への負荷の少ない植物性や生分解性オイル等を使用する。

#### 4 油類の作業現場での保管及び方法

オイルや燃料は専用の容器以外に入れないこと。  
保管場所は平坦な場所とし、容器が雨に濡れない対策をとること。  
保管期間は作業を実施している期間内とすること。

#### 5 漏出対策

チェーンソーや刈払機等に給油する場合は、油類が漏れないように注意して行うこと。  
給油後は機械の燃料キャップの閉め忘れが無いか確認すること。

#### 6 安全対策

保管場所付近では火気を使用しないこと。  
給油中は必ずエンジンを止め、タバコなど火気に十分注意すること。

#### 7 燃料及びオイルなどの油類の廃棄について

使用後の空き缶等は必ず持ち帰り、該当市町村が定める処理方法を遵守すること。  
燃料及びオイルなどの油類をやむを得ず廃棄する際は、該当市町村が定める処理を遵守すること。

# 林業薬剤管理マニュアル

制定 平成 29 年 4 月 3 日

施行 平成 29 年 7 月 1 日

## 1 林業薬剤使用の管理指針

林業薬剤は極力使用しないこととするが、松くい虫の被害が蔓延している状況及びニホンジカ被害が拡大にあるため、薬剤による駆除・防除を実施する場合は、必要最小限の林業薬剤を使用し、生態系や周辺住民への影響を配慮した作業を実施する。なお、使用する薬剤の性質、特徴などを十分認識したうえで取り扱うこととする。

## 2 適用

本マニュアルは、～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会（以下：「協議会」という。）の加盟者及び協議会の FM 森林の施業受託者が守らなければならないことを定める。加盟者及び施業実施者は、このマニュアルを守らなければならない。本マニュアルは、加盟者及び施業実施者に適用する。

## 3 薬剤の使用

### 行政機関の指導

使用にあたっては、県（佐久地域振興局及び長野県林業総合センター）の指導を受け、実施事業体に対し適切な管理及び使用方法について周知徹底する。

### 関係者との連絡・調整

林業薬剤の影響を受ける地域の関係者との協議ができる体制を維持すること。

### 林業薬剤の保管・管理

林業薬剤の保管・管理については、関係法令を遵守し厳格に対処する。使用した薬剤が残った場合は、所定の場所に保管し、薬剤の漏出、流出等が起こらないようにすること。

## 4 安全対策・周辺環境対策

被害周辺地域関係者と連絡をとりながら作業を実施すること。

周囲の土地利用状況を把握して、飲用水道、農業・漁業・その他事業に影響を及ぼさないように努めること

地域住民や関係者との協議ができる体制を維持すること。

林業薬剤の取り扱いには十分注意し、安全教育を徹底すること。

## 5 林業薬剤の廃棄について

林業薬剤をやむを得ず廃棄する際は、該当市町村が定める処理方法を遵守すること

## 6 その他

森林病虫害等防除法、農薬取締法などの関係法令を遵守すること。

松くい虫防除対策として、空中散布を実施する場合は、県、広域連合、市町村（加盟者）等と地域住民との合意の下、実施されることが原則となるため、本マニュアルは適用しない。